

加須市告示第411号

加須市空家バンク実施要綱を次のように定める。

平成29年12月25日

加須市長 大橋 良一

加須市空家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空家の有効活用を通して、空家の発生及び増加を抑制するとともに、市内への定住促進及び地域の活性化を図るため、加須市空家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 個人が居住を目的として市内に所有し、現に居住していない建物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物及びその敷地を除く。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利を有し、当該空家の売却又は賃貸を行うことができる者（宅地建物取引業者を除く。）をいう。
- (3) 空家バンク 空家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けて登録した情報を公開し、空家の利用を希望する者に対して情報を提供する仕組みをいう。
- (4) 協力事業者 空家バンクの実施について市と協定を締結した宅地建物取引業の団体（以下「協会」という。）の会員のうち市内に事務所を有する宅地建物取引業者で、空家バンクの登録に係る調査及び空家の契約交渉に係る媒介を行う者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外の制度による空家の取引を妨げるものではない。

(登録することのできる空家)

第4条 空家バンクに登録することができる空家は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 老朽、損傷等が著しい空家でないこと。
- (2) 登記済の建物及び土地であり、所有者と登記名義人が同一であること。
- (3) 建物及び土地の所有者が同一であること。ただし、建物及び土地の所有者が同一でない場合は、当該所有者から同意を得ていること。
- (4) 所有者等の全員が本制度の目的を理解し、及び賛同し、並びに物件の登録を承諾していること。
- (5) 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと又は設定されている場合はその旨を第5条第1項の登録カードの中に明示していること。
- (6) 法令等の規定に違反する物件でないこと。
- (7) 競売に付されている物件でないこと。
- (8) 申込日現在において、当該空家を目的物とする媒介契約が締結されていないこと。
- (9) 所有者等が、加須市暴力団排除条例（平成24年加須市条例第51号）第2条第2号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない者又は同条第1号の暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (10) その他市長が空家バンクへの登録が適当でないと認めた空家でないこと。

（空家の登録の申込み等）

第5条 空家バンクに空家に関する情報の登録をしようとする所有者等（以下「登録希望者」という。）は、空家バンク登録申込書（様式第1号）に空家バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）その他市長が指定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を審査する

とともに、所有者等の承諾を得て、協会に対し、空家の登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めるものとする。

- 3 市長は、協会からの調査結果等を確認の上、適当であると認めるときは、空家バンクに登録するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による登録の可否を決定したときは、空家バンク登録（不登録）通知書（様式第3号）により登録希望者に通知するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定による登録をしていない空家で、空家バンクへの登録が適当と認めるものがあるときは、当該所有者等に対して空家バンクへの登録を勧めることができる。
- 6 第3項の規定による登録の有効期間は、当該登録の日から起算して2年とする。

（登録期間の延長）

第6条 前条第4項の規定による通知を受けた者（以下「空家登録者」という。）で、当該登録の有効期間の満了後も引き続き登録を希望するものは、当該登録の有効期間の満了日の1箇月前までに、空家バンク登録期間延長申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により延長できる期間は、2年とする。ただし、延長の回数は、制限しないものとする。

（登録事項の変更の届出）

第7条 空家登録者は、当該登録に係る事項に変更があったときは、遅滞なく空家バンク登録事項変更届出書（様式第5号）にその変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第8条 空家登録者は、空家バンクの登録の抹消を希望するときは、空家バンク登録抹消届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の場合のほか、次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

（1） 登録した空家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

- (2) 登録した空家が管理不全等の状態になったと認められるとき。
- (3) 第6条第1項の規定による登録期間の延長の申出がなく登録から2年を経過したとき。
- (4) 申込内容の虚偽又は不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (5) その他市長が空家バンクに登録されていることが適当でないとき。

3 市長は、前2項の規定により登録を抹消したときは、空家バンク登録抹消通知書(様式第7号)により当該空家登録者に通知するものとする。

(情報の公開)

第9条 市長は、登録された空家に係る情報の一部を市ホームページに掲載するほか、適切な方法で公開するものとする。

(利用登録の申込み等)

第10条 空家バンクに登録された空家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、空家バンク利用登録申込書(様式第8号)に空家バンク利用登録カード(様式第9号)その他市長が指定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 利用希望者は、次に掲げるいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 空家に定住し、又は定期的に滞在して、地域の住民と協調して生活できる者であること。
- (2) 本人及び同居しようとする者が、暴力団員若しくは暴力団に該当しない者又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (3) その他市長が適当でないときと認められた者でないこと。

3 市長は、前項各号に規定する要件を満たす者と認めるときは、空家バンク利用者台帳に登録し、空家バンク利用登録通知書(様式第10号)により利用希望者に通知するものとする。

4 前項の規定による登録の有効期間は、当該登録の日から起算して2年とする。

(利用登録期間の延長)

第11条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）で、当該登録の有効期間の満了後も引き続き登録を希望するものは、当該登録の有効期間の満了日の1箇月前までに、空家バンク利用登録期間延長申出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は、2年とする。ただし、延長の回数は、制限しないものとする。

(利用登録事項の変更の届出)

第12条 利用登録者は、空家バンク利用者台帳に登録されている事項に変更があったときは、遅滞なく空家バンク利用登録事項変更届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(利用登録の抹消)

第13条 利用登録者は、空家バンク利用者台帳の登録の抹消を希望するときは、空家バンク利用登録抹消届出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の場合のほか、次のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

(1) 第10条第2項に規定する要件を欠くと認められるとき。

(2) 空家バンクに登録された空家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 第11条第1項の規定による登録期間の延長の申出がなく登録から2年を経過したとき。

(4) 申込内容の虚偽又は不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

(5) その他市長が空家バンク利用者台帳に登録されていることが適当でないと認めたとき。

3 市長は、前2項の規定により登録を抹消したときは、空家バンク利用登録抹消通知書（様式第14号）により当該利用登録者に通知するものとする。

(交渉の申込み等)

第14条 利用登録者は、空家バンクに登録された空家の利用を希望するときは、空家バンク交渉申込書(様式第15号)に市長が指定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、空家バンク交渉申込通知書(空家登録者用)(様式第16号)及び空家バンク交渉申込通知書(協会用)(様式第17号)により、当該申込みに係る空家登録者及び協会に通知するものとする。

(空家登録者及び利用登録者の交渉等)

第15条 空家登録者及び利用登録者が行う交渉及び売買契約又は賃貸契約(以下「契約等」という。)に係る媒介については、協会が選定する協力事業者が行うものとし、市長は直接これに関与しない。

2 契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。

3 協会は、契約等の結果を、速やかに空家バンク交渉結果報告書(様式第18号)により、市長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第16条 空家登録者、利用登録者、協会及び協力事業者は、この制度の利用により取得した個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。

(2) 個人情報を紛失等することのないよう適正に管理すること。

(3) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

(4) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

加須市長 様

(申込者) 千

住 所

氏 名

電話番号

加須市空家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、空家バンクに登録をしたいので、同要綱第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

(交渉の方法)

- 1 契約等に関わる全てについて、第2条第4号に規定する宅地建物取引業者へ媒介を依頼し行います。

※市は、情報の提供や必要に応じて連絡調整等を行います。

(登録内容)

- 2 登録内容は、空家バンク登録カード（様式第2号）記載のとおりです。

(同意事項)

- 3 私は、次のことに同意します。
 - (1) 登録に係る私の個人情報を、次の者に提供すること。
 - ア 加須市が協定を締結した協会及び協会が選定した宅地建物取引業者
 - イ 加須市空家バンクに登録している利用登録者で交渉を希望する者
 - (2) 登録を申し込む空家情報の一部を公開すること。ただし、私の個人情報は除く。
 - (3) 自治会への加入等、地域の住民と協調して生活できると認められる利用登録者と契約すること。
 - (4) 契約に係る交渉及び契約内容については当事者間で責任を持つものとし、市はこれに関与しないこと。
 - (5) 媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の報酬を宅地建物取引業者に支払うこと。
 - (6) 市又は協会が選定した宅地建物取引業者が現地等を調査等（立入調査、写真撮影その他物件の確認に必要な調査をいう。）すること。
 - (7) 市の担当者が空家登録に当たり、家屋情報等の確認のため、必要な家屋及びその敷地に関する市税の収納状況等を確認すること。
 - (8) 空家バンク制度の利用により取得した情報の取扱いについて、十分配慮するものとし、この情報を不正に利用し、又は漏えい等しないこと。

(9) 申込みに当たり、市長が指定する書類を提出すること。

(誓約事項)

4 私は、次のことを誓約します。

- (1) 登録を申し込む空家については、宅地建物取引業者との媒介契約はしておりません。
- (2) 加須市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団員又は同条第1号の暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

1 所有者等の状況

所有者等	ふりがな			
	氏名	(他名)		
	〒	住所		
	電話番号		FAX	
	携帯電話番号		Eメール	
所有権の登記	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

2 本件に関する連絡先（申込者）

所有者等との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人・・・ <input type="checkbox"/> 親族（続柄： ） <input type="checkbox"/> その他（ ） / <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居			
ふりがな				
氏名				
〒	住所			
電話番号		FAX		
携帯電話番号		Eメール		

3 物件の概要

物件の所在地	加須市				
売却又は賃貸の別	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> どちらでも可				
希望価格	売却	円	賃貸	月額 円	
入居可能時期	<input type="checkbox"/> 即時可 <input type="checkbox"/> その他（ ）	ペット	<input type="checkbox"/> 可（室内、室外） <input type="checkbox"/> 不可		
		DIY・リフォーム	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
利用状況	空家になった年	年 月	建築年	年 月	
空家になった理由					
定期的な手入れ	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない				
増改築・リフォーム履歴	実施時期： 年	実施内容：			
物件の概要	面積	土地	m ²	坪	
		建物	1階	m ²	坪
			2階	m ²	坪
			3階	m ²	坪
			計	m ²	坪
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他（ ）				
登記	補修の要否		補修の費用負担		
<input type="checkbox"/> 登記済 <input type="checkbox"/> 未登記	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中		<input type="checkbox"/> 所有者負担（割合 %） <input type="checkbox"/> 入居者負担（割合 %） <input type="checkbox"/> その他（ ）		

物件の概要	間取り	1 階	<input type="checkbox"/> 和室 (畳) (畳) (畳) (畳)			
			<input type="checkbox"/> 洋室 (畳) (畳) (畳) (畳)			
			<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		2 階	<input type="checkbox"/> 和室 (畳) (畳) (畳) (畳)			
			<input type="checkbox"/> 洋室 (畳) (畳) (畳) (畳)			
			<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 ()			
		3 階	<input type="checkbox"/> 和室 (畳) (畳) (畳) (畳)			
			<input type="checkbox"/> 洋室 (畳) (畳) (畳) (畳)			
			<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 ()			
設備の状況	電 気	<input type="checkbox"/> 引込み済み <input type="checkbox"/> その他 ()				
	ガ ス	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他 ()				
	風 呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	水 道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	下 水 道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 単独浄化槽 <input type="checkbox"/> 合併浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	ト イ レ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り / <input type="checkbox"/> 和 (階) <input type="checkbox"/> 洋 (階)				
	車 庫	<input type="checkbox"/> 有 (台) <input type="checkbox"/> 無	物 置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
庭	<input type="checkbox"/> 有 (m ²) <input type="checkbox"/> 無	その他				
主要施設までの距離	<input type="checkbox"/> 駅	km	<input type="checkbox"/> バス停	km	<input type="checkbox"/> 市役所	km
	<input type="checkbox"/> 病院	km	<input type="checkbox"/> 消防署	km	<input type="checkbox"/> 警察署	km
	<input type="checkbox"/> 郵便局	km	<input type="checkbox"/> 保育園	km	<input type="checkbox"/> 小学校	km
	<input type="checkbox"/> 中学校	km	<input type="checkbox"/> スーパー	km	<input type="checkbox"/> 公園	km
	<input type="checkbox"/>	km	<input type="checkbox"/>	km	<input type="checkbox"/>	km
間取図 (別紙可)						
位置図 (別紙可)						
※空家の位置が分かるように、目印となる建物等を含めて記載してください。						

特記事項

耐震診断： 済（補強： 不要 要） 未 不要

- ※ 太線内の情報は、加須市が協定を締結した協会及び協会が選定した宅地建物取引業者、加須市空家バンクに登録している利用登録者で交渉を希望する者以外には公開しません。
- ※ 外観及び内部等を撮影した写真を添付してください。
- ※ 所有者等であることが確認できる書類を添付してください。
- ※ 物件の所有権を有する方が複数の場合は、代表者を定めて申請してください。
- ※ 建物又は土地が複数者による所有及び共有名義のときは、全員の同意を得てください。また、その他重要な権利を有する方の同意も得てください。
- ※ 抵当権、相続登記その他説明事項等がある場合は、特記事項へ記載してください。
- ※ 記載漏れ等により瑕疵担保責任が生じた場合、市は一切の責任を負いません。

■市記入欄

受付日	年 月 日	協会名及び 協力事業者名	
協会依頼日	年 月 日	現地調査日	年 月 日
登録番号	第 号	登録日	年 月 日
有効期限	年 月 日	登録変更日	年 月 日
登録抹消日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録取消 <input type="checkbox"/> その他	

(申込者) 様

加須市長



空家バンク登録（不登録）通知書

年 月 日付けで申込みのあった空家バンクへの登録について、次のとおり登録（不登録）したので、加須市空家バンク実施要綱第5条第4項の規定により通知します。

登録番号	第 号
登録事項	別添「空家バンク登録カード」のとおり
登録日	年 月 日
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
不登録の理由	

- ※有効期間の満了後も引き続き登録を希望する場合は、空家バンク登録期間延長申出書を有効期間満了日の1箇月前までに提出してください。
- ※登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、速やかに空家バンク登録事項変更届出書又は空家バンク登録抹消届出書を提出してください。

様式第4号(第6条関係)

空家バンク登録期間延長申出書

年 月 日

加須市長 様

(申出者) 〒

住 所

氏 名

電話番号

空家バンクへの登録期間を延長したいので、加須市空家バンク実施要綱第6条第1項の規定により申し出ます。

登 録 番 号	第 号
---------	-----

様式第5号(第7条関係)

空家バンク登録事項変更届出書

年 月 日

加須市長 様

(届出者) 〒

住 所

氏 名

電話番号

空家バンクに登録された登録事項について、次のとおり変更があったので、加須市空家バンク実施要綱第7条の規定により届け出ます。

登録番号	第 号
変更の内容	変更箇所を記載した空家バンク登録カードのとおり
変更の理由	

様式第6号(第8条関係)

空家バンク登録抹消届出書

年 月 日

加須市長 様

(届出者) 〒

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

空家バンクの登録の抹消を希望したいので、加須市空家バンク実施要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

登録番号	第 号
抹消する理由	

様式第7号(第8条関係)

第 年 月 日
第 年 月 日

様

加須市長



空家バンク登録抹消通知書

空家バンクの登録を抹消したので、加須市空家バンク実施要綱第8条第3項の規定により通知します。

登録番号	第 号
登録抹消日	年 月 日
抹消の理由	

年 月 日

加須市長 様

(申込者) 千

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

加須市空家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、空家バンクへの利用登録をしたいので、同要綱第10条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

(交渉の方法)

- 1 契約等に関わる全てについて、第2条第4号に規定する宅地建物取引業者へ媒介を依頼し行います。

※市は、情報の提供や必要に応じて連絡調整等を行います。

(利用登録内容)

- 2 利用登録内容は、空家バンク利用登録カード(様式第9号)記載のとおりです。

(同意事項)

- 3 私は、次のことに同意します。

(1) 利用登録に係る私の個人情報を、次の者に提供すること。

ア 加須市が協定を締結した協会及び協会が選定した宅地建物取引業者

イ 加須市空家バンクに登録している空家登録者

(2) 契約に係る交渉及び契約内容については当事者間で責任を持つものとし、市はこれに関与しないこと。

(3) 媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の報酬を宅地建物取引業者に支払うこと。

(4) 空家バンク制度の利用により取得した情報の取扱いについて、十分配慮するものとし、この情報を不正に利用し、又は漏えい等しないこと。

(5) 申込みに当たり、市長が指定する書類を提出すること。

(誓約事項)

4 私は、加須市空家バンク実施要綱を遵守するとともに、同要綱第10条第2項に掲げる要件を満たしていることを誓約します。

様式第9号(第10条関係)

空家バンク利用登録カード

申込者	ふりがな			
	氏名			
	〒	住所		
	電話番号		FAX	
	携帯電話番号		Eメール	
空家バンクの利用の理由				
利用目的		<input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他()		
利用予定者の家族構成	氏名	続柄	氏名	続柄
		本人		
ペット		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()		
希望する空家の条件		(構造、面積、部屋数、立地条件、駐車台数等)		
		<input type="checkbox"/> 売買希望 (購入希望価格		円程度)
		<input type="checkbox"/> 賃借希望 (家賃希望価格		円/月)
		場所・区域等 ()		
連絡方法		<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> Eメール		
連絡希望時間帯		: から : まで		

※ 太線内の情報は、加須市が協定を締結した協会及び協会が選定した宅地建物取引業者、加須市空家バンクに登録している空家登録者以外には公開しません。

(申込者) 様

加須市長



空家バンク利用登録通知書

年 月 日付けで申込みのあった空家バンクへの利用登録について、次のとおり登録したので加須市空家バンク実施要綱第10条第3項の規定により通知します。

利用登録番号	第 号
登録事項	別添「空家バンク利用登録カード」のとおり
登録日	年 月 日
利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※利用登録期間の満了後も引き続き登録を希望する場合は、空家バンク利用登録期間延長申出書を有効期間満了の1箇月前までに提出してください。

※登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、速やかに空家バンク利用登録事項変更届出書又は空家バンク利用登録抹消届出書を提出してください。

様式第11号(第11条関係)

空家バンク利用登録期間延長申出書

年 月 日

加須市長 様

(申出者) 〒

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

空家バンクへの利用登録期間を延長したいので、加須市空家バンク実施要綱第11条第1項の規定により申し出ます。

利用登録番号	第 号
--------	-----

様式第12号(第12条関係)

空家バンク利用登録事項変更届出書

年 月 日

加須市長 様

(届出者) 〒

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

空家バンク利用者台帳に登録された登録事項について、次のとおり変更があったので、加須市空家バンク実施要綱第12条の規定により届け出ます。

利用登録番号	第 号
変更の内容	変更箇所を記載した空家バンク利用登録カードのとおり
変更の理由	

様式第13号(第13条関係)

空家バンク利用登録抹消届出書

年 月 日

加須市長 様

(届出者) 〒

住 所

氏 名

電話番号

空家バンク利用者台帳の登録の抹消を希望したいので、加須市空家バンク実施要綱第13条第1項の規定により届け出ます。

利用登録番号	第 号
抹消する理由	

様式第14号(第13条関係)

第 年 月 日
第 月 日

様

加須市長



空家バンク利用登録抹消通知書

空家バンク利用者台帳の登録を抹消したので、加須市空家バンク実施要綱第13条第3項の規定により通知します。

利用登録番号	第 号
登録抹消日	年 月 日
抹消の理由	

様式第15号(第14条関係)

空家バンク交渉申込書

年 月 日

加須市長 様

(申込者) 〒

住 所

氏 名

電話番号

空家バンクに登録されている空家についての交渉を希望したいので、加須市空家バンク実施要綱第14条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

交渉を希望する 空家の登録番号	第 号
購入又は賃借の別 及び希望価格	<input type="checkbox"/> 購入 (希望価格 円程度) <input type="checkbox"/> 賃借 (希望価格 円/月)
希望条件等	

※ 現在お住まいの自治体が発行する住民票及び市税の滞納がないことの証明書(いずれも過去1箇月以内に発行されたもの)を添付してください。

様式第16号(第14条関係)

(空家登録者用)

第 年 月 日 号

様

加須市長



空家バンク交渉申込通知書

登録番号第 号について、次の者から交渉の申込みがあったので、加須市空家バンク実施要綱第14条第2項の規定により通知します。

利用登録者	ふりがな	
	氏名	
交渉希望内容	<input type="checkbox"/> 購入 (希望価格 円程度)	
	<input type="checkbox"/> 賃借 (希望価格 円/月)	
希望条件等		

※ 契約交渉等の詳細については、市が協定を締結した協会が選定した宅地建物取引業者（協力事業者）から連絡いたします。

(協会用)

様式第17号(第14条関係)

第 年 月 日 号

様

加須市長



空家バンク交渉申込通知書

登録番号第 号について、次の者から交渉の申込みがあったので、加須市空家バンク実施要綱第14条第2項の規定により通知します。

については、空家登録者及び利用登録者に対し、遅滞なく連絡し、交渉等が終了したときは、空家バンク交渉結果報告書により結果を報告してください。

空家登録者	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメール	

利用登録者	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
	FAX番号	
Eメール		

交渉希望内容	<input type="checkbox"/> 購入 (希望価格 円程度)
	<input type="checkbox"/> 賃借 (希望価格 円/月)

希望条件等	
-------	--

様式第18号(第15条関係)

空家バンク交渉結果報告書

年 月 日

加須市長 様

協会

年 月 日付けで通知のあった件について交渉等を行いましたので、加須市空家バンク実施要綱第15条第3項の規定により、次のとおり結果を報告します。

登録番号	第 号
協力事業者名	
交渉の結果	<input type="checkbox"/> 成立 【契約種別】 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸借 【契約金額】 円 (月) 【契約年月日】 年 月 日 (~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 不成立 【不成立理由】
特記事項	※転入等の時期など